

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 相澤 牧人

日本聖公会の総会

— 予定される29の報告と35の議案 —

管区事務所総主事 司祭 ヨハネ 相澤牧人

2年に1回行われる定期総会が5月27日から29日まで開催されます。すでに公示が出されているのでご承知のことと思います。今回で61回目となる総会ですが、各個教会にとってどのような位置づけにありますでしょうか。身近に感じてくださっているでしょうか。教区会よりもっと遠い存在なのではないでしょうか。

日本聖公会法規は、第143条で「教会は、日本聖公会総会および所属する教区の教区会の決議を誠実に実施しなければならない。」と定めています。法規は、日本聖公会の信徒として生きていく時に、守ることを求められているものの一つです。それ故に、総会で決められることに関心を持っていただきたいし、また、決められたことを信仰生活の中で生かしていただければと思います。

今度の第61(定期)総会には18の委員会等から29の報告と35の議案が提出されました。慶弔議案、会計の決算・予算、規程の改正、総会で選出する委員に関して、特定主日の信施奉献の継続、委員会の継続、などなどがあります。議員・代議員には「報告・議案」が送られていますが、その中からいくつかの議案をご紹介します。関心を持って頂ければと思います。

① 沖縄週間継続の件

6月23日の沖縄慰霊の日を含む一週間を「沖縄週間」として継続する議案です。沖縄は約450年間に亘って対話による平和外交を堅持してきた歴史を持っています。先達者たちの思いを伝える「命どう宝」(命こそ最も大切なもの)、「イチャリバチョーデ」(出会えば皆兄弟姉妹)という名言があります。しかし、米軍駐留軍事施設の75%が集中している沖縄は、そのことによって「戦争状態」におかれています。私たちキリスト者は軍事力によるのではない、神の支配による平和を求めることを共通の祈りとして、と提案理由は述べています。

② 祈祷書の一部改正の件

入信の式の一部のルブリックを、「わたしたちは、水と聖霊の

□ 会議・プログラム等予定

(4月25日以降および
前回報告以降追加分)

4月

29日(火) 正義と平和・憲法プロジェクト〔中部教区センター〕

5月

7日(水) 管区事務所スタッフミーティング〔管区事務所〕

7日(水) 臨時主教会〔管区事務所〕

13日(火) ウィリアムズ主教記念基金運営委員会〔立教大学〕

14日(水) 主事会議〔管区事務所〕

14日(水) 書記局会〔管区事務所〕

20日(火)～22日(木) 新任人権研修会〔管区事務所〕

22日(木) 人権担当者会〔管区事務所〕

22日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕

24日(土) 正義と平和・ジェンダープロジェクト〔中部教区センター〕

26日(月) 臨時主教会〔管区事務所〕

26日(月) 書記局会〔管区事務所〕

27日(火)～29日(木) 日本聖公会第61(定期)総会〔日本聖公会センター〕

6月

17日(火) 原発問題プロジェクト/研究・広報チーム〔管区事務所〕

7月

10日(木) 原発問題プロジェクト/運営委員会〔管区事務所〕

16日(水)～17日(木) 書記局会〔管区事務所〕

24日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕

<関係諸団体等会議・他>

4月25日(金) NCC 常議員会

▶ 6月13日(金) は宣教師逝去者記念および青山墓地清掃のため、管区事務所通常の業務はお休みいたします。よろしく願いいたします。

洗礼によってキリストの死と復活にあずかり、神の民として教会の交わりに迎え入れられる。そして聖霊によって日々強められるように、主教による祈りと按手を受け、遣わされる。洗礼を受けた者は陪餐することができる。」と改正する。つまり洗礼によって陪餐ができるようになるというものです。私たちの信仰理解に関わることとなりますので、今後の動きに関心を持っていきたいものです。なお、祈祷書の改正は2回の総会の決議が必要と定められていますので、今回決議されるなら、次回の定期総会で再度協議し、決議され、確定して行くことになります。

③ 祈祷書改正準備委員会設立の件

現行祈祷書が使用され始めてから24年が経過しました。近年の礼拝学の進展により、いろいろな箇所の変改が必要とされてきています。それ故に、21世紀の日本聖公会にふさわしい祈祷書の改正が必要と考えるので、その準備を始めるために委員会を設立するという議案です。

④ ハラスメントに関する担当者設置の件

管区に、ハラスメントに関する担当者を置き、2総会期(4年間)を試行期間として取り組み、それ以降は2018年の総会で決議するという議案です。各教区の防止担当の会が行われ、各教区の課題を分かち合う中で、管区としての専門的に取り扱う部署の設置や経験や知識の共有、教区を越えた相談窓口を求める声が上がった。59(定期)総会では「日本聖公会ハラスメント防止宣言」が可決され、それを受けて管区の主事会で、「ハラスメント防止に関する管区体制を検討するチーム」が設置された。そのチームでの取り組みの結果、管区に担当者を置くことが必要

と考え、この議案が提出されました。

⑤ 女性の聖職者に関わる諸問題についての調整と検証・提言のための特別委員会設置の件

女性の聖職者に関わって諸問題が生じた時に当事者の申し立てを受け、事実関係を調査するチームを設置する。その調査チームからの報告に従い、問題解決のための助言や調整を行う。規定を設け、それに沿って進めていく。女性司祭の実現に伴うガイドラインの機能についての検証を行う。他管区と同様な取り組みを学ぶ。このような任務が考えられています。

⑥ ヘイトクライム(人種・民族憎悪犯罪)、ヘイトスピーチ(人種差別・排外表現)の根絶と真の多民族・多文化共生社会の創造を求める日本聖公会の立場を採択する件

提案理由は、2012年の日本聖公会宣教協議会<宣教・牧会の十年>提言では、「高齢者、青年、女性、男性、子ども、障がい者、外国人などとひとくくりにせず、一人ひとりの生きている重みを尊重し、積極的な出会いの中から、いっしょに歩く交わりを形成していきます。」と宣言している。ここ数年の在特会などの動きは、日本聖公会の宣教の方向性に逆行するものであり、明らかに人権侵害であるため、本決議をもって日本聖公会の立場を表明するものである。としています。

どうか、総会のために、また、議員・代議員の方々のために、そして協議されることがみ心に適い、日本聖公会の新たな一歩となりますようにとお祈りいただければと思います。



日本聖公会第61（定期）総会を前にして

—当面する課題を確認し、さらなる前進を願って—

総会議長（首座主教） ナタナエル 植松 誠

日本聖公会第61(定期)総会は、本年5月27日(火)～29日(木)、東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会を会場に開かれます。この総会でどのようなことが報告され、協議されるかを、総会まであと一か月と迫ったこの時期に考えてみたいと思います。

〔原発に関するプロジェクトの再確認〕

前回の第59(定期)総会は東日本大震災から1年2か月後に開かれました。日本聖公会としての被災者支援の働きであった「いっしょに歩こう!プロジェクト」が東北各地で活動を行っており、日本聖公会全体で、そのための募金や支援物資の調達、ボランティア、ワーカーの派遣などに熱心に関わっていました。このように日本聖公会が一つとなって祈り、「いっしょに歩いた」ことは日本聖公会の歴史の中で特筆すべきことであったと思います。「いっしょに歩こう!プロジェクト」はその開始時より、活動期間を2年と定めており、昨年5月(釜石は8月)をもって、その役割を一応終えました。今回の総会ではその総括的な報告がされますが、多分、実際はこの報告に載らないことの方が多いのではなかったらうかと思えます。「いっしょに歩く」のは決して簡単なことではありませんでした。失敗も後悔もたくさんありました。でも、その中で、このような支援活動ができたということを総会でもまず評価し、感謝したいと思います。

被災地にあっては復興はまだまだ進んでいません。東京電力福島第一原子力発電所の事故によってもたらされた被害は今も進行中ですし、その解決への道筋も定かではありません。日本聖公会は、昨年5月以降も「いっしょに歩こう」を別の枠組みの中で続けています。東北教区が主体となって行っている「だいに・東

北」と管区的な「原発と放射能に関する特別問題プロジェクト」です。2012年5月の定期総会で、私たちは「原発のない世界を求めて～原子力発電に対する日本聖公会の立場」という声明を採択しました。この声明は海外でも大きな反響を呼び起こしました。原発再稼働、原発による電力への依存が政府内でも公言されている現在、日本聖公会の立場を明確に打ち出したこの声明と、日本聖公会の原発に関するプロジェクトの取り組みに対して、今総会は再度その内容を確認していかなくてはならないでしょう。そして、日本聖公会全体として、これからも被災者と「いっしょに歩く」姿勢を再確認したいと思います。

〔宣教協議会提言の推進を〕

2012年9月、日本聖公会宣教協議会が静岡県浜名湖で開かれました。この宣教協議会開催については今までの何回かの定期総会で議論されてきました。その意味で満を持しての宣教協議会でした。そして、そこでの長い時間をかけての話し合いの中から、「日本聖公会〈宣教・牧会の十年〉提言」が出されました。今総会は、この宣教協議会と提言以降、初めて開かれる定期総会です。聖公会の信徒の減少・高齢化、聖職者の不足、教会建物の老朽化、財政の逼迫などの現状の中で、これからの日本聖公会はどのような宣教ビジョンを持ち得るのが宣教協議会の課題であり、「提言」はそれに対する答えでした。この提言はこれからの10年について、私たちが取り組むことを列挙しています。それから既に1年半が経ちました。宣教協議会と提言についての評価はまだ早いかもしれませんが、それでもこれまでの取り組みなどについての分かち合い、反省、今後への希望などをこの総会で話し

合うことができると願っています。

〔祈祷書の本格的な改正〕

今総会では祈祷書の改正に向けた議案が出されます。祈祷書は申すまでもなく私たち聖公会にとっては、聖公会の一つのアイデンティティとも言える宝です。私たちの祈りの生活に無くてはならない祈祷書ですが、時代と共に生きる教会としては、常に祈祷書がその時代に相応しいものであるかを吟味しなくてはなりません。それは何も新しい時代の言語や考えを取り入れるということだけではなく、古来からの祈りや典礼の素晴らしさを再発見してそれを復旧させることも含まれます。現行祈祷書が出てから既に23年が経ちます。その間にもいろいろ小さな訂正が行われてきましたが、そろそろ次の祈祷書作成に向けた作業を開始しなくてはならない時期がきています。本格的な祈祷書改正には10年以上の年月がかかると思いますが、この一大事業の開始を皆で決議したいと思います。

* *

議案の中には、総会が定めた特別な主日(週間)を今後4年間継続して守ろうというのが8件ほどあります。いつも比較的簡単に可決される議案ですが、これらはまさに日本聖公会の宣教がどのような視点をもって行われているかを示す重要な議案であると思います。その一つひとつに関心を向けて、祈り、捧げる私たちでありたいものです。

〔宣教の協働と神の祝福を確認する場でありたい〕

最後に、日本聖公会総会は、日本聖公会の全教区から議員、代議員が集まります。ここで私たちは日本聖公会が日本の隅々にまで広がる教会共同体であることを認識させられます。私たちが自分の教区という狭い教会にとどまらずに、いろいろな困難や試練、また賜物や希望を持つ各教区と一緒に、それらを分かち合い、また担い合いながら、日本の地における宣教を協働していくという神からの招きと祝福を確認する場となりますようにと願っております。

■年金委員会から、聖公会年金の受給者・加入者の皆様へ

「聖公会年金」について

年金委員会委員長 主教 アンデレ 中村 豊

今年の総会に、年金委員会から聖公会年金の掛金の増額、年金の減額をする規約改正の議案を提出することになりました。そこで、関係者の皆様に簡単ではありますが、その説明をさせていただきます。

まず申し上げたいことは、年金委員会では、聖公会年金を維持・継続しておこうと、その方策を鋭意考えているということです。退職された教役者の生活維持のために、この年金の持つ重みは大きなものであると認識しているからです。

しかし、その現状は、加入者数と受給者数の拮抗と年金資金の金利収入の減少、さらに保有していた私募債の破綻懸念によって、現状のま

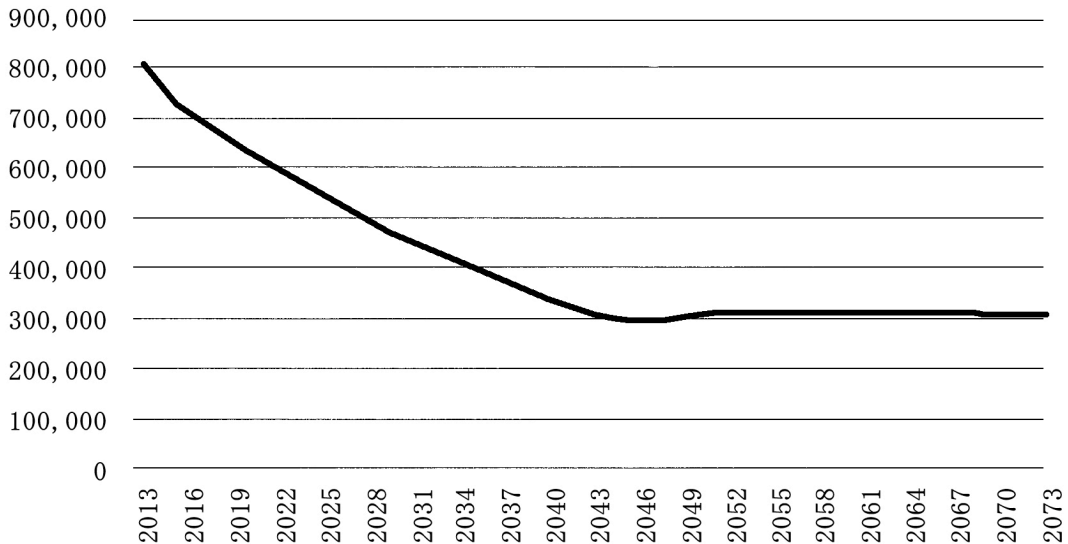
まではやがて破綻する可能性が高くなってきています。

そこでこれを維持していくためにはどうしたらよいか、様々に検討し、ひとつの案を見出しました。それは、以下の3つの制度変更を実施することです。

- 1) 拠出額 10%増、給付額 10%減とする。
- 2) 信託を早めに解除し、年金給付事務を自前で開始する。
- 3) 毎年5名の加入者が誕生する。

これらの変更を行った場合には、年金資金および年金維持資金の運用利回りが1%という現実的な想定のもとでも、下図のようなシミュレー

給付・拠出10%変化、自主運営、利回り1%



ション結果を得ることができました。

上図に示すように2046年には年金資金と年金維持資金の合計資産は3億円程度まで低下します。しかし人数が多い世代層への給付が終了することもあり、それ以降は資産水準が維持され、年金制度も維持することができる可能性が高いことがわかりました。

そこでいくつかの疑問が出されると思います。まず、毎年5名の加入者があるのだろうか、との心配でしょう。絶対とはいえませんが、最近10年間の加入者の平均は4.7名でした。これは年金制度維持と共に、またそれ以上に、聖公会という教会の存続のために、教役者(加入者)の誕生は求められることだと思います。

運用利回りの1%を確保できるのだろうか。これは、信託契約を解除し、自主運用に切り替えるならば、リスクの非常に低い資産(公社債など)を運用対象としても可能だと考えます。

また、現在の加入者の方々は「拠出した金額に見合う給付が受けられるのか」という疑問を持たれると思います。最も加入期間が長い(つまり拠出額が多い)ケースとして、30歳に教役者になり、40年間拠出を継続した場合を考えます。現在の制度では、本人の拠出額の累計値は3,216千円です。これに対して、平均寿命で退職後

15年強の間に受け取る給付額は本人が8,026千円、配偶者が2,028千円で合計が10,054千円となります。拠出額が10%アップした場合には、本人拠出額合計が3,538千円に増加し、給付額が10%ダウンすることにより、配偶者との合計給付額は9,049千円に低下します。それでも、自分で拠出した金額の2.5倍以上が支給されることとなります。非常に長期間のものなので、年平均利回りという指標でみると、拠出・給付が増減した場合でも3.2%の利回りとなります。これは各種の個人年金商品と比較しても極めて高い水準です。

聖公会年金は、個人負担と共に、教区が負担するもの、管区が負担するものと3つの負担によってその資金が充てられていきます。さらに篤志家による資金提供があり、今まで維持されてきました。つまり、受給期間にもよりますが、個人の掛金より多くの額が年金として得られるという有利なものとなっています。また、支えあうという部分もあるといえます。

そんなわけで、掛金の増額、年金支給額の減額という策をとることによって、聖公会年金を続けることができると考えました。ご理解をいただければと思います。

□主事会議

第59(定期)総会期第11回 3月31日(月)

1. 出版企画に関して

文書保管委員会より『英国人宣教師ライオネル・チャモレー師の日記I』の出版企画書が提出された。ライオネル・チャモレー師の日記の翻訳と解説が主な内容で、英国教会宣教師の資料集としての位置付けである。発行部数は200部、制作費は385,975円、販売価格は3,000円、発行日は2014年5月20日を予定。検討の結果、「出版物資金」より支出することで承認した。

2. 難民・移住労働者問題キリスト教連絡会への支援金に関して

難キ連が借り受け支援した難民のシェルター占拠は当事者が拒否、シェルター運営団体から提供期限後の損害賠償を求められ、建物明け渡しを求める裁判提訴に至っている。多くの難民申請者や外国人労働者の問題に取り組んで、彼らの痛みや苦しみを担い、歩んできた難キ連は、現在、存続が危ぶまれるほどの困難に直面している。裁判費用、シェルター運営団体への損害賠償に代わる献金残高50万円を捻出しなければならぬ状態で、難キ連より緊急支援の要請が来ている。検討・協議の結果、「大斎克己献金・協働エキュメニカル活動」より10万円を支援することで承認した。

3. WCC 総幹事来日受け入れ費用に関して

WCC 総幹事の Olav Fykse Tveit 氏が2014年8月1日より7日まで来日し、東京・仙台・広島・京都へ訪問を予定している。来日に伴い NCC、日基教団、在日大韓、聖公会で準備委員会を組織することとなり、受け入れ費用の応分負担が求められている。ちなみに、日基教団は50万円を負担すること。検討・協議の結果、30万円(～40万円)を負担することで承認した。

4. 管区一般会計の決算案、予算案に関して

財政主事より2013年度管区一般会計決算案および2015年～2016年度管区一般会計

予算案の説明が行われ、承認した。

次回以降の会議：5月14日

□常議員会

第59(定期)総会期第10回 4月9日(水)

1. 「原発と放射能に関する特別問題プロジェクト予算案(2014年1月～12月)」に関して「2013年度一般会計決算案の概要」に記載されている、東日本大震災会計清算につき移行された、2,300万円から支出合計848万円を差引いた、次年度繰越金1,452万円を現在、手元で預かっているが、予算案の支出計2,041万円を執行するためには約600万円が不足となってしまうので、「いっしょに歩こう!パートII資金勘定」からの資金移行の申し出があり、検討・協議の結果、承認された。

2. 2013年度管区一般会計決算(案)および2015年度～2016年度管区一般会計予算(案)に関して
財政主事より説明が行われ、検討・協議の結果、承認された。

3. 第61(定期)総会議案に関して
5月27日より開催される総会で取り上げられる議案、35項目の説明が総主事より行われた。

以上

□各教区

大阪

・聖職按手式 5月5日(月)10時半 大阪教区主教座聖堂(川口基督教会) 説教:主教 高地敬 司祭按手:志願者 執事 ジョイ千松清美、執事 ヨハネ古澤秀利、執事 ヤコブ 義平雅夫

神戸

・第2回宣教協議会
日時:2014年7月21日(月)11時～16時
目的:2016年に向けての中間報告会 報告
内容:2016年に向けての各教会のビジョン、アクション・プランと達成状況、問題点

《人 事》

東北

司祭 アタナシオ笹森伸兒(退)	2014年4月1日付	主教ヨハネ加藤博道のもとで、仙台聖フランシス教会において、嘱託として勤務することを委嘱する。および教区主教の要請により、その他教会・伝道所での礼拝に協力する。(任期1年)
司祭 テモテ佐藤光道(退)	2014年4月1日付	主教ヨハネ加藤博道のもとで、新庄聖マルコ教会において、嘱託として勤務することを委嘱する。(任期1年)
司祭 コルネリ斎藤雄一(退)	2014年4月1日付	司祭ステパノ涌井康福のもとで、鶴岡聖公会において、嘱託として勤務することを委嘱する。(任期1年)
司祭 ヨハネ佐藤真実(退)	2014年4月1日付	司祭フランシス中山茂のもとで、八戸聖ルカ教会において、嘱託として勤務することを委嘱する。(任期1年)
執事 ヨハネ金子昭三(退)	2014年4月1日付	司祭ヤコブ林国秀のもとで、盛岡聖公会において、嘱託として勤務することを委嘱する。(任期1年)

北関東

<信徒奉事者認可>	2014年3月4日付	
(下館聖公会)	佐藤嘉道	
(聖慰主教会)	石浦教良、藤田三四郎、	
(大宮聖愛教会)	石森眞子、鈴木康司、須永眞、谷川誠	

中部

ステパノ 阿部力治	2014年3月31日付	願いにより、総務局局長、総務局総務部長、総務局財務部長の任を解く。
アンデレ 日野忠市	2014年4月1日付	総務局局長、総務局総務部長、総務局財務部長に任命する。

神戸

セバスチャン 浪花朋久	2013年11月12日付	日本聖公会聖職候補生に認可する。
-------------	--------------	------------------

九州

マリア・コルベ 相川和葉	2014年3月20日付	日本聖公会聖職候補生に認可する。
--------------	-------------	------------------

《教会・施設等》

紋別幼稚園	2014年4月1日付	司祭 阿部芳克 園長に就任
岩見沢聖十字幼稚園	2014年4月1日付	司祭 大友正幸 園長に就任
苫小牧聖ルカ幼稚園	2014年4月1日付	藤村郁子 園長に就任

< 2014年沖縄週間 / 沖縄の旅・ご案内 >

ぬち たから
命どう宝 ~御心が行われますように~

「これらの小さい者が一人でも滅びることは、あなたがたの天の父の御心ではない。」

マタイ 18:14

日程：2014年6月20日(金)～23日(月)

正義と平和委員会沖縄担当 司祭 アンデレ 磯 晴久

先日、久しぶりに「ジュゴンの見える丘」を訪れました。お天気もよく、海も美しく穏やかでした。この辺野古・大浦湾に、日米政府はV字型滑走路を造ろうとしています。世界一危険な普天間基地の負担軽減のためということです。普天間で危険にさらされている命も、辺野古・大浦湾で危険にさらされている命も、同じ重さのかけがえのない命です。私は美しい海を見つめながら、1992年リオデジャネイロで開催された環境サミットでなされた、当時12歳であったセヴァン・カリス・スズキさんの講演を思い出しておりました。「・・・絶滅した動物をどうやって生きかえらせるのか、あなたは知らないでしょう。そして、今や砂漠となってしまった場所にどうやって森をよみがえらせるのか、あなたは知らないでしょう。どうやって直すのかわからないものを、こわしつづけるのはもうやめてください。・・・もし戦争のために使われているお金をぜんぶ、貧しさと環境問題を解決するために使えばこの地球はずばらしい星になるでしょう。・・・」

それにしても、今まで沖縄において、元へ戻す方法や直す方法がわからない自然や生き物、そして人間までもが、どれほど壊され傷つけられてきたことでしょうか。

第2次世界大戦末期1945年3月26日、米軍は慶良間諸島に上陸し、続いて4月1日には沖縄本島西海岸に到達しました。日本軍は本土決戦を遅らせるために、沖縄を不沈空母化しようとしていますが、島の形が変わるほどの爆撃(鉄の暴風)を受け、6月下旬、壊滅状態となり組織的な戦闘は終結します。沖縄は本土の「捨て石」とされました。その折、住民の集団自決など悲劇

も生まれました。国内で唯一の地上戦となった沖縄戦で、米兵を含め20万人以上の死者が出ましたが、このうち沖縄の人々(民間人)の犠牲は、半数の約10万人に及びました。しかし沖縄の人々の苦難は、これで終わりません。戦後、沖縄の人々は米軍により収容所に入れられ、米軍はその間に広大な土地を接収し、基地として使い始めます。更に、自分の土地に戻った人々も銃剣とブルドーザーで強制的に土地を奪われ、米軍は基地を拡大し、遂には、現在日本の国土面積の0.6%でしかない沖縄に、在日米軍施設約75%が集中するという結果になってしまいました。

1951年サンフランシスコ講和条約が締結され、日本は国際社会に復帰しますが、沖縄は米軍統治下におかれ続けます。日本の国際社会復帰と引き換えに、沖縄は米国の軍事基地とされたのです。あまりの米軍兵士の横暴と愚列な振る舞いから、1970年12月20日未明、積もり積もった住民らの不満がコザ市(現沖縄市)で爆発します。

今回の旅では、1日目に、そのコザの町に立ち、いわゆる「コザ騒動」について、証言を伺い、その背後にあるものを学び、2日目には、新基地建設のためにボーリング調査が始まろうとしている辺野古に立ち、正義と平和の実現のために私たちは何をしなければならないか、また沖縄の人々の闘いにどう連帯できるのかを考えます。

今回の旅の主題は「命どう宝～御心が行われますように」、聖句には「これらの小さい者が一人でも滅びることは、あなたがたの天の父の御心ではない。」と致しました。神の御心は、いと小

さき者のいのちが守られ生かされることです。しかし、沖縄の現実においては日々かけがえのないいのちが傷つけられ続けています。皆様と神の御心が実現するように、沖縄の地で祈りを深めたいと存じます。皆様の積極的な参加を、特

に、まだ沖縄の旅に参加されたことのない方々の参加を、よろしくお願ひいたします。詳細は、近日に各教会に案内を管区事務所から送付させていただきます。

神学校から

「自らのパラダイムを変換されつつ、一箇半箇を説得す」 いっこはんこ

聖公会神学院校長 司祭 パウロ 佐々木道人

3月に3人の学生を送り出し、4月に4人を迎え入れた。在校生を含めると7名の学生の、改めて新しい共同生活が始まった。

ちなみに、全学の共通の総合ゼミで、今年のテキストはデイヴィッド・J・ボッシュの『宣教のパラダイム変換』上・下(新教出版社)を読みだした。この本の上巻の帯封の言葉を引用する。

「キリストの宣教は世界を作り変えてきた。

宣教もその時代・文化・文脈に対する応答の中で大きな変容を被ってきた。」

この言葉に示唆を得て、神学生たちへの思いと、教員としての抱負を述べたい。

聖公会神学院が預かった神学生たちは、祈りと学びの三年間を過ごし、それぞれの宣教の場に派遣されて行く。彼らはそれを望んで自ら志願し入学してきた。神学生達は、これまでの生活の場を離れ、神学院にやって来た。それは既に、どなたかから、派遣されこの地に集結していると言えないだろうか。そして、この世への働きかけ=宣教を志す神学生たちが、ボッシュが述べるように、歴史の中で教会の宣教のパラダイムが変換されてきたように、神学生自身のこれまでの人生のパラダイム=「生存の枠組み」が、大きな変容を被っていくと推測する。

彼らは神学院生活で、他の神学生たちとの共

同生活、勉学、実習、論文作成等々を通し、それまで自分が空気のように当然と思っていた自らのパラダイム「生存の枠組み」が試され変容していくことを知るだろう。

本書の前書きでボッシュが言うように「宣教とは、周囲の現実を深い水準において変革することである」とすれば、「その出来事に参与する者自身も、深い水準で変革される」ことは必須で、そしてこの出来事の途上で起きる双方の「変容」はキリスト教宣教の「本質的な特質」と言明されている。だから神学教育に関与する者は、学生・教職員が、「自らのパラダイム変換を迫られる」存在なのだという事を深く自覚したい。

先日神学生に、聖書が世界の最も有名な古典であることに触れ、「聖書以外の古典はどのようなものが頭に浮かぶか」と質問した。その応答の中で、シェークスピアをはじめとする世界有数の著者と作品が並んだが、そのうち一人の神学生が、鎌倉時代の僧・道元の「正法眼蔵」を挙げたので驚きつつ嬉しく思った。それは現代思想にも通じるといわれる巨大な思想的著作群なのだ。

道元といえば今、神学教育に思いを深くしている者として、改めて道元を育てた中国の師匠の戒めの言葉を想起した。それは、道元の留学先

の中国の師匠・天童如浄が、日本に帰国する道元に与えた警告とされ、それが以下の文章である。

「帰朝あらば、国王大臣に近づくこと莫れ。聚落城邑に住せず、須く深山窮谷に住すべし。雲集の閑人を要せず、虚の多きは実の少なきには如かず、真個の道人を選取して以て伴と為せ、若し一箇半箇を接得することあらば、仏祖の恵命を嗣続し、家風を起こす者なり。」

〈明州本『建搨記』・永平寺十四世建搨が編集した道元禅師の伝記より〉

ここで言われる「一箇半箇」とは「一人でも半人でも」という意味で、きわめて少数ということ。それが反転し、「得難い人物」のことである。

また「接得」とは接待をすること、客を迎えること、修行僧を応接し、指導することらしい。

つまり「一箇半箇を接得す」とは、「極めて少数な大事な志を抱いた者＝得難い人物を、大事にもてなし育てる」という意味になり、まさに神学院の使命に重なって来るのである。

聖公会神学院で働く者として、神学生と共に、如浄の戒めを心に刻み、歩を進めていきたい。

神学校から

ウイリアムス神学館の2014年度

～「仕えること」とは～

館長 司祭 ヨハネ 吉田 雅人

去る3月12日(水)、加藤博道主教を説教者にお迎えしてウイリアムス神学館卒業礼拝が行われ、6名の方々が神学館を巣立っていきました。この人々は東日本大震災の直後にさまざまな思いを抱いて入学し、3年間、また各々の学びの期間を経て、今、宣教牧会の現場に立っています。

4月8日(火)には入学礼拝が行われ、3名の方が入学されました。現在ウイリアムス神学館には1年生3名、2年生1名、3年生4名の計8名が宣教牧会に送り出される備えをしています。宣教牧会の第一線に遣わされた卒業生たちの上に、そして祈りと学びの生活を続けている在生学生の上に、神様の祝福と御導きが豊かにありますようにお祈りください。

最近の神学生さんたち

新入生を迎えるたびにいつも思い巡らせることですが、この人々はどんな思いを持って神学館

に入ってくるのでしょうか。ある時代には「教会を本当の教会にするんだ」といった、教会改(変)革志向への期待をもって志願する神学生が多かったように思います。

それに対してここ10年ぐらいの傾向としては、志願者自身が苦しい状況にあったときに、たまたま訪ねた教会・何年かぶりに舞い戻った教会に暖かく迎えてもらえた。牧師に居場所を提供してもらって、自分を生かす場を与えられた。そのような体験を通して、かつての自分がそうであったように、苦しい状況にある人を温かく迎えるものに、今度は自分自身がなりたい、そのような希望をもって聖職志願をする人が増えているように思います。

少しとうが立ってしまった私などは、ちょっと関心が個人的過ぎるのかなあと思ったりしましたが、でもかつての神学生も今の神学生も、表現の方法は異なるのですが、何らかの形で神様に仕えたい、他者に仕える者でありたいと

願っている点においては同じなのでしょう。

奉仕職として「仕える」こととは

この「奉仕職として神様と人々に仕えたい」という願い、これはとても大切なものです。そしてこの「仕える」という言葉を調べてみますと興味深いことが分かります。

「仕える」ということは、もともと「食卓で給仕する」ということだったそうです。しかしやがてその意味が拡大されて「生計のために配慮する」ということを指すようになり、最後には一般的な意味での「仕える」という言葉になったそうです。つまりはじめは食事をしようとしている、「その人のために」給仕するという意味だったように、「誰か特定の人」の役に立つためになされる奉仕という考え方が、基礎にあるのでしょう。しかもそれは、新約聖書の中ではイエス様の言葉と行いに方向づけられた、キリスト者の生き方の基本を表す中心的な表現でありました。そこで問題は、この「誰か特定の人」というのは誰なのか、どのような人なのかということでありましょう。

ある意味で神学すること、宣教すること、牧会することは、この「誰か特定の人」を見出し、その人に仕えていくことなのでしょう。神学生たちが、そのような仕え人として整えられますようお祈りいただければ幸いです。

「仕える・開かれた」神学校を目指して

神学生をこのような奉仕職として整えることが、ウイリアムス神学館の第1の任務なのですが、4年ほど前からもう一つ、違った角度からの働きを始めています。それは神学校が出張していく出前講座です。具体的には2010度から大阪教区生涯教育委員会との共働で、「教会奉仕者のための学び—ウイリアムス神学館特別出張講座—」が開設しています。JR大阪(阪急梅田)駅近くにある大阪聖パウロ教会を会場に、毎月1回の講座が開かれています。

そして今年度からもう少し気軽に、関心のある人なら誰でも参加できる企画を始めました。題して「今さら聞けない!? キリスト教講座」。その主旨は「《“わからない” “知りたい” だけど、こんなこと、今さら聞けない》などと思っておられることはありませんか? そんな疑問に答えるキリスト教講座」です。第1回の今年度は「礼拝・祈祷書」に関する「こんなこと、今さら聞けない」、具体的な疑問について、皆さんと一緒に学んでいきたいと考えています。

神の民(教会)の求めに応じて仕えていく「開かれた神学校」として、多くの信徒の方々の思いを形にするお手伝いができればと願っています。



正義と平和を求めて

「自民党憲法改正草案を考えるシリーズ」第5回

第三章 国民の権利及び義務 - その2 -

日本聖公会 正義と平和・憲法プロジェクト

- 1、基本的人権の尊重
- 2、国民主権
- 3、平和主義

これは、憲法の三大原則です。そして、憲法に関する考え方の基本は、人間は生まれながらにして自由、平等であり、生来の権利（自然権）を持っているということです。権利は、誰かから与えられるものでも、誰かに与えるものでもないのです。私達は、その「生来の権利」を守るために契約を交わす、これが憲法です。憲法は、私達の権利を保障するために権力者が守らなければならない規則です。また、私達には憲法を作る権利があります。これは国の、現在そして将来のあり方を決める権利が、私達にあるということです。

自民党の改正草案は、この最も大切で普遍的な三原則を骨抜きにしようとしています。最も重要な憲法の本質そのものが変えられようとしているのです。

（信教の自由）第20条3項：現行憲法の「**国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない**」に対し、改正草案は「**国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない**」としています。

戦前、国家神道と軍国主義が一体になって侵略戦争に突き進んで行ったことに対する猛省から、きっぱりと定めた政教分離の原則を大きく変えようとしています。「社会的儀礼又は習俗的行為」というあいまいな表現で、靖国神社への公式参拝や護国神社への公式参拝、玉串料の公

費負担が認められるようになり、あたかも国の宗教が神道であるような錯覚を国民に植え付けかねません。他宗教の排斥につながることも懸念されます。

（婚姻及び家族に関する基本原則）第24条：改正草案「**家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない**」。

現行憲法第24条は、戦前の家父長制を大きく改め、婚姻や家族は個人の自由意思によって維持されるもの、とした重要な条項です。現在は、男女のあり方も家族のあり方も、多様になって来ています。家族が基礎的な単位であり、助け合わなければならないというようなことに、国が介入すべきではありません。ましてや憲法によって国民に義務づけるような問題ではありません。

現日本国憲法は、基本的人権、国民主権、平和主義を三原則におき、個人の尊厳を最大限尊重することを最も重要なこととしています。国家、集団、団体、家族があたかも個人より上位に立つような表現は、国民主権・立憲主義を否定するものです。これは、改正草案前文「**日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を貴び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。（一部略）日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する**」にも表れています。まず、国家の存在が前提となっていることが明らかです。

「国民が国家に従うことは当然」「国の安全や治安を守ることが国民の義務」「国家より先に人権があるのではなく、人権は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたもの」と

するような考え方が改正草案に盛り込まれているとすれば、私達は断固として反対しなければなりません。私たちは、これからどのような道を選び取っていくのか、大きく問われています。真剣に憲法について学び、意見を交換し、これからの国のあり方を決めていく、これが今、私達に課された義務であり、同時に私達に保障された基本的人権なのではないかと思います。

(太字は自民党改正草案)

(執筆・池住 圭)



第58回国連女性の地位委員会に参加して

京都教区京都聖ステパノ教会信徒 篠田 茜

3月7日から21日まで、ニューヨーク国連本部で開かれた第58回国連女性の地位委員会(UNCSW)に、横浜教区横浜聖アンデレ教会信徒の村井恵子さんとともに、ACC代表団のメンバーとして参加して参りました。UNCSW参加の登録者はNGOと各国政府代表団を含め、860団体から6,000人以上、各国政府主催のサイドイベントは約135、NGO主催の平行イベントは300以上という規模でした。ACC代表団は約15カ国から約25人、アメリカやカナダの聖公会からは、若い女性などを含む独自の参加がありました。

今期のテーマは『『女性および女兒に対するミレニアム開発目標(MDGs)の成果と課題』』でした。MDGsは、2000年9月の国連ミレニアムサミットで採択された『国連ミレニアム宣言』を基にまとめられたもので、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及の達成、ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、HIV/AIDS・マラリアその他の疾病の蔓延防止、環境の持続可能性の確保、開発のためのグローバルパートナーシップ

推進の8項目です。14年がたち、各国でこれらの実施状況はどうなっているか、またMDGsの最終年とされる2015年以降、女性問題として取り組むべき課題は何かが焦点となっていました。

2週間の会期中、聖公会やエキュメニカルでの礼拝、ACC関連のイベントのほかに、日本政府の国連代表部とNGOが主催するサイドイベントを含むいくつかのイベントに参加、また日本政府代表部が出した提案について進捗状況を聞き、意見を出せるブリーフィングにも参加しました。

ACC関連でメインとなるものは、参加前から準備が求められている上記MDGsに基づいたカントリーレポートの発表です。わたしたちは、現在の日本の概要として乳幼児の死亡率、高等教育の男女比、国会議員や企業の役職での女性比などの統計的説明、震災後の管区「いっしょに歩こう!プロジェクト」の働きについて、また災害時に女性の立場がより弱くなることが認識されつつあり、それに対する国や自治体の取り組みと課題について話しました。いわゆる途上国ではMDGsに合致する問題が多く、取り組みや成果もはっきりしていることが多いの対

し、先進国ではジェンダー平等についての課題とともに、日本と同じく教勢の衰えが問題になっていました。オーストラリアからの報告では、クリスチャンの減少、財政的な厳しさの中で、教会が社会に何をしていけばいいのか、困難にある人々へのボランティア的活動はされているが、心の深いところからわき上がる信仰を人々に取り戻すにはどうしたらいいのかという話がありました。

これに先立ち3月11日に、40分ほどの時間をいただいて、「いっしょに歩こう」作成の英語版DVDと南相馬で行われている支援の歩みをまとめたスライドを紹介しました。ニューヨーク教区の司祭がた、日本人

会衆も含めて約30人の参加でしたが、主教会で作られた震災3周年の祈りをともに唱え祈ることができました。2012年のUNCSWで日本の代表者から福島の実況や放射能汚染についての報告があったことを覚えてくださり、3年後の被災地の女性や家族の様子はどうか、また自分たちに何かできることがありますかと聞かれ、胸が熱くなりました。これがきっかけで、震災時に支援して下さったエписコパル レリーフ& デイベロップメントからインタビューを受け、震災後から今もお続く家族の分断や、生きがいや失うことから起こる問題、被災地出身であることからのいわれない差別を受けることがあることなどを話すことができました。

日本政府の国連代表部とNGO共催のサイドイベントでは「自然災害のリスク削減と女性のエン

パワメント」というテーマで、台風被害のあったフィリピン、JAWW(日本女性監視機構)、JICA、日本YWCAから発表がありました。35カ国、約160人の参加があり、この問題への関心の高さを感じました。またテーマと同じ名称で日本がCSWに提案した決議案は、最終的に79の共同提案国が集まり、会期最終日に投票なし

で採択されたということです。防災、災害救助、復旧・復興のあらゆる場面で、女性が意思決定機関に参画していないことから、避難生活での女性の困難が増したことを踏まえ、平常時から男女共同参画の災害対策が必要である

ことを理解していかなければならないという内容です。

閉会礼拝の前日の振り返りでは、「CSWから自分の教会、教区、管区に何を持って帰るか」を話し合いました。教会も例外とは言えない活動のための財政的リソースの確保の重要性、若い女性がリーダーシップをとれる工夫、男女が協力して活動できることの大切さ、また各国と情報共有を続け支援をし合える関係を築くことなどを確認しました。

UNCSWでの経験をどのように活かせるのか、またどのように次年度以降派遣される方に引き継ぐことができるのか、考えていきたいと思えます。ハプニングも多々ありましたが、多くの方々のお祈りとお支えをもって、得難い体験をさせていただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。



(香港、韓国の代表と) 写真右から2番目が村井さん、右端が篠田さん。



再 録**北海道教区報「北海之光」**

2014年4月号から

主教室より 春になる前に、ひとつ記録にとどめておきたい話があります。

冬のある日曜日、その教会の牧師は釜石での被災者支援のために不在で、ある退職司祭に主日礼拝のご奉仕をお願いしてありました。

暴風雪が荒れ狂う日曜日、片道1時間半はかかる遠路をF司祭夫妻は軽自動車でその教会に向かっていたのですが、あと教会まで10キロ程のところきた時、突風によって一瞬のうちに車は路から飛ばされ、側溝に転げ落ち、真逆さまになってしまいました。幸い、側溝には雪が積もっていたために、夫妻には怪我はなく、二人はひっくり返った車から這い出しました。

教会ではなかなか到着しないF司祭夫妻のことを信徒たちは心配していましたが、事故にあっ

たという知らせを受けて、信徒が救援に向かいました。側溝でひっくり返っている車の傍にいる夫妻に、すぐレッカー車を手配しようと信徒が言いますと、F司祭は、まずは礼拝に行こうと。それで、事故現場はそのままにして信徒の車で夫妻は教会に行き、心配しながら待っていた信徒たちと主日聖餐式を捧げました。

礼拝後も、皆で愛餐会をして楽しく昼食をとり、それからやっと事故現場に戻って行きました。その間、車は側溝でひっくり返ったまま。近くの農家の方々も一緒になって車を起こし、レッカー車をよびました。

田舎のことで、レッカー車が到着するまでかなり時間がかかりましたが、それで何とか一件落着。でもF司祭の軽自動車はこれで廃車となりました。

F司祭の主日礼拝への熱い思いに、私は大きな感銘を受けました。

主教 ナタナエル 植松 誠

5月11日
復活節 第四主日



「主は羊飼ひ」 詩編23:1

神学校のために祈る主日

2014年 日本聖公会

世界への窓

大主教の聖週

受苦日を覚えて
ジャスティン・ウェル
ビーカンタベリー大
主教は、カンタベ
リー市の南約25キ
ロメートルにあるドーバーの街の市役所から市
の中心にある広場までのプロセッションの後、
広場で説教をされた。説教の主旨は、イエスキ
リストは「私に従うものは十字架を負わなけれ
ばならない」と言われた、ということであった。
この後、大主教は十字架の苦しみを覚えて、
ドーバー城の中の聖マリア教会まで等身大の
十字架を背負って歩かれた。



(教会まで十字架を背負って行く大主教)

また、これに先立つ聖木曜日にはアルクハム
教会で洗足式をされ(注:これは古くから行わ
れている聖週の行事の一つである)、同教会の
信徒の足を洗われた。



(洗足式をする大主教)

大主教は聖週の間滞在されていたドーバー
で、貧困の人たちのための給食活動にも参加
され、周りの人たちとの会話を満喫された。

[出典:ACNS 2014年4月19日]

(渉外主事 八幡眞也)